

じ どう せ い と け い た い で ん わ

『児童生徒が、携帯電話を 学校に持ち込むことは 禁止です。』



※携帯電話を持つことにより、問題が発生し、登下校
の安全を確実にするものでもありません。

どうしても携帯電話の持ち込みが必要な場合は、
担任の先生に相談し、校長先生の許可をもらいまし
よう。

◎学校生活においては、携帯電話は必要ありません。教育委員会では、全小中
学校で統一した対応をとるために、平成18年8月に次の指針を策定し、各
学校に配付しました。

携帯電話の学校への持ち込みに関する指針

学校生活を送る上では、児童生徒が携帯電話を持ち込み使用する必要性がなく、また、
携帯電話の使用は学習面や児童生徒指導面において支障を来すおそれがあることから、原則として、携帯電話を学校に持ち込むことを禁止する。

しかしながら、近年の凶悪事件の発生に対しては、引き続き学校と保護者・地域が連携・
協力を図りながら、防犯パトロールを行うなど多くの人の目で児童生徒の安全を見守る方
針を堅持した上で、登下校時における安全を更に確保するために、保護者から携帯電話の
持ち込みの要望があり、その理由が下記1のいずれかに該当する場合、校長の判断により
学校への持ち込みを許可することができるものとする。

記

1 持ち込みの理由

- (1) 当該児童生徒が、今までに不審者の被害に遭っており、その再発を防止しようとする場合
- (2) 当該児童生徒の通学路やその周辺で不審者情報があり、被害を未然に防止しようとする場合
- (3) その他校長が児童生徒の安全確保上特に必要があると認める場合

2 許可条件

- (1) 安全対策以外には使用しない。
- (2) 登校後、朝の学級活動から帰りの学級活動までの間は担任に預ける。
※ 上記のいずれかに違反した場合には、許可を取り消すものとする。

3 許可に係る手続

保護者は、持ち込みの理由等を記載した申請書を校長に提出する。許可に当たっては、
校長は保護者の事情を確認の上、許可するものとする。

宇都宮市教育委員会